

# 平安主婦の書状生活

## —藤原為房妻の書状を中心に—

野田 有紀子

### 1. はじめに

平安時代の男性貴族・官人・僧侶はさまざまな目的のために数多くの書状をしたためた。著名な貴族や歌人・名筆家の書状が墨跡・手鑑または紙背文書として現在まで伝わるほか、当時実際に交わされた書状が『高山寺本古往来』（11世紀初）・『明衡往来』（11世紀半）等にまとめられている。男性貴族の日記からも頻りに書状を交わしていたことがうかがえる。

一方、女性に関しては残された書状が少なく、古往来にも女性を書き手や宛先である書状は含まれていない。また『源氏物語』などの物語文学に登場するのは異性間の恋愛に関係した書状がほとんどで、多くが和歌を含んだものである<sup>1</sup>。古典文学の世界では、平安貴族社会の女性はもっぱら和歌を詠み交していたとか、求婚などきわめて個人的な内容の手紙のみ執筆していたように描かれていることが多い。

しかしながら平安時代の女性は決して個人的な恋愛関係の書状ばかりを取り交わしていたわけではない。たとえば現存する藤原為房妻の書状からは、実務官人の妻および稚児の母として、延暦寺の僧とさまざまな内容の書状を活発にやりとりしていたことがうかがえる。また宮中などに仕える女房には、男性官人からの書状を受けてその内容を主人に取り次いだり、主人の意を受けて書状を書き送ったりする任務があり、『枕草子』にも女房がさまざまな用途のために書状を交わしている様子が描かれる。平安貴族社会においては、女性もそれぞれの立場から、書状を通じてさまざまな社会的役割を担ったと考えられる。

そこで本発表では藤原為房妻の書状を中心として、当時の主婦が妻および母としての立場でどのような内容の書状を認めていたのかを分析し、女性の果たしていた社会的役割を探りたい。

### 1. 為房妻の書状の背景

延暦寺青蓮房旧蔵『不空三蔵表制集』『灌頂阿闍梨宣旨官牒』『諸仏菩薩積義』は、文書類を反古として貼り継ぎ、寛治元年（1087）から嘉保年間にかけて紙背に書写されたものである<sup>2</sup>。文書類のなかには藤原為房（1049～1115）およびその妻から、子および子を稚児・僧として預けている延暦寺僧（青蓮房林豪や桂林房良祐と推測される）に宛てた書状が数多く含まれており、『不空三蔵表制集』『灌頂阿闍梨宣旨官牒』紙背書状は応徳2年（1085）ごろ、『諸仏菩薩積義』紙背書状は寛治6～8年（1092～94）に執

筆されたと考えられる。写真および翻刻が久曾神昇氏により『平安時代仮名書状の研究』および『平安仮名書状集』<sup>3</sup>に掲載され、また語釈および現代語訳が都留文科大学のグループによって試みられている<sup>4</sup>。これらの書状のうち藤原為房妻による仮名書状は計43通ある。とくに応徳2年ごろには夫為房執筆分を遙かに上回る計40通もの書状が残されていて、かなり頻繁に延暦寺僧と書状を交わしていたことがわかる。

為房には多くの妻がいたが、稚児や長男の年齢などから、為隆・顕隆・重隆・長隆らの母である源頼国女（1045～1133）と推定されており<sup>5</sup>、応徳2年には数え41歳、夫為房は37歳の五位蔵人であった。

父の源頼国は頼光の長男で文人としても知られ、子女にも六条斎院宣旨（『狭衣物語』作者とされる）をはじめとして歌人として活躍した者が多く、たびたび歌合に出席し、勅撰集にも採録されている<sup>6</sup>。

一方、夫の為房は優秀な実務官僚として、また蔵人・院司・摂関家家司としても活躍し、天永2年（1111）には参議にまで昇り、「勸修寺流中興の祖」とされ、日記『為房卿記』を残す。また息子のうち為隆・顕隆もそれぞれ政治的に重要な役割を果たし、『永昌記』『顕隆卿記』を残した。

すなわち為房妻（頼国女）は実家・婚家とも文才に恵まれた人物が多く、「己が思いを十分に伝えることのできる筆力を持ち合わせていた」<sup>7</sup>。そのため当時最高水準の学問レベルにあった延暦寺学僧とも頻繁に書状を交わし、内容的にも政治的な手続きも理解した上で、夫の代わりに返信を書くなどが出来たと思われる。

さて本書状群は、従来おもに書道史や国語学・国文学の方面から取り上げられてきたため、内容についても「愛児に対する母性愛<sup>8</sup>」や「為房妻の書状のほとんどが、わが子に関するものであり、そこには愛児を思う母の心情が赤裸々に記されている<sup>9</sup>」とまとめられてきた。しかし書状にはわが子に関する以外も多く含まれ、その内容も公務や宮中事情、荘園経営など多岐に渡っている。

以下では為房妻の書状を素材として、平安貴族社会における官人の妻、および母が果たしていた社会的役割について考えてみたい。

### 2. 為房妻の書状の内容

為房妻の子は、応徳2年（1085）正月頃、比叡山延暦寺に稚児として入山した。以降、為房および妻と、子の師にあたる延暦寺僧との間で頻繁に書状が

交わされるようになる。本章では為房妻が記して送り、青蓮房に伝来した書状 43 通について、その内容を考察する。

なお為房妻の書状整理番号は久曾神氏『平安仮名書状集』掲載のものを用い、また翻刻と現代語訳は同書および「藤原為房妻仮名書状」試解を参照した。

#### ① 阿闍梨申請斡旋の結果報告

（「不空三蔵表制集紙背文書」第 1、2、10、13 図）

子が世話になっている僧侶の阿闍梨申請の件について、斡旋を依頼された夫為房が奔走したが、白河天皇から宣旨が下されず、不首尾に終わった結果を報告したもの。阿闍梨申請の手続きや、天皇の態度、関白の感想など、夫から聞いた宮中事情を伝える。

この件については夫為房（39・40 図）および帰省中の稚児（33・34 図）からの書状にも触れられており、夫婦・一家ぐるみで動いていたことがわかる。

#### ② 夫の公務に関わる行事の用意

（「不空三蔵表制集紙背文書」第 23 図）

夫為房が五位蔵人として「草合<sup>10</sup>」の方人（かたひと、応援団）となり、妻に探し求めるように言ったため、妻が延暦寺僧や座主にも依頼したもの。

なお「灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背文書」第 4 図には、「花は皆いかひがひしう侍り。喜び侍り。まことにいとをかしう侍りし花の有様にぞ。」（花はみな大層頼もしく立派です。夫も喜んでいるようでございます。本当にとても美しく感じました花の有様でして）とあり、草合に提供された花に対する感謝を述べたものと考えられる<sup>11</sup>。

#### ③ 夫の官職に関する祈祷について

（「灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背文書」第 1 図）

僧から「為房が五位蔵人に居続ける祈祷をするべきか」という旨の書状が届いたのに対し、今回は不要であるが、夫からの感謝の気持ちを伝える。

#### ④ 品物を贈る

（「灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背文書」第 6 図ほか）

子供が世話になっているお礼として、さまざまな品物を贈っている。「不空三蔵表制集紙背文書」には、「ここの折櫃参らす」（第 2 図）、「例のあやしう侍めれど、果物六つ参らす」（第 3 図）、「あやしう侍めれど、御帷子の布、二つ参らす。やがて縫はせてと思給ふれど、長さなど思召さんにこそはとて」（第 7 図）、「物など参らす」（第 9 図）、「折櫃五つ参らす」（第 10 図）、「例のあやしの瓜、二籠、参らせさせ侍り」（第 11 図）、「さて例の、珍らしからぬものに侍れど、瓜参らす」（第 12 図）、「紙九本参らす」（第 14 図）、「御口の薬」（第 22 図）と見え、帷子用の布・瓜・紙・折櫃・果物・薬などを遣わしている。また「灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背文書」第 6 図では、旅に出る僧のために必要品を贈っている。

なお夫の為房も「大和瓜一駄、且以進<sub>レ</sub>之」（諸 15 図）のごとく青蓮房に瓜を贈っている<sup>12</sup>。さらに、ほぼ同時代成立の古往来（書状文例集）『明衡往来』<sup>13</sup>

にも、多種多様な物品の贈状とそれに対する礼状が数多く収載されている。たとえば第 3 条は稚子の贈状と礼状、第 8 条は絹三疋の贈状と礼状、第 44 条は柿の贈状と礼状、第 80 条は仏事用の筆百管の贈状と礼状である。贈状と礼状は当時の実際の貴族社会で、男女問わず、頻りに交わされていたことがわかる。

#### ⑤ 稚児の病の祈祷・見舞の礼状

（「不空三蔵表制集紙背文書」第 16～20 図）

稚児が里帰り中に疱瘡にかかった際、師である僧は稚児のために祈祷し、また下山して見舞った。それに対する礼状である。

稚児の疱瘡の件は、母親だけでなく、父である為房も、延暦寺僧に経過報告を行っていた（不空 47）。

#### ⑥ 僧の病に対する見舞状

（「不空三蔵表制集紙背文書」第 21・22 図）

⑤とは反対に、延暦寺僧への見舞状も送っている。22 図では、「土器に侍るものは、御口の薬と聞き侍ればなん」と、治療薬を贈っている。

#### ⑦ 夫の代わりに返信

（「灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背文書」第 2 図）

さて以上は為房妻が直接延暦寺僧に送った書状であるが、もともと延暦寺僧と交流があり、書状を交わしていたのは夫為房であったと思われる。「灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背文書」第 2 図によれば、息子が稚児として登山してまもなくのころ、たまたま夫為房が留守のときに延暦寺僧から書状が届き、それを契機として妻自身が返信を出すようになったことが推測される<sup>14</sup>。

#### ⑧ 息子に莊園経営問題を報告

（「諸仏菩薩積義紙背文書」第 1・2 図）

以上①～⑦にあげた『不空三蔵表制集』『灌頂阿闍梨宣旨官牒』紙背書状は、まだ子供が稚児であった応徳 2 年（1085）頃に書かれたものであった。これに対し寛治 6～8 年（1092～94）頃のものと思われる『諸仏菩薩積義』紙背書状では、息子はすでに若僧へと成長しており、いささか内容を異にする。

このころ夫為房の下人が日吉神社の神人を殺害したと延暦寺衆徒から訴えられる事件が発生し、為房は寛治 6 年 9 月に阿波に配流され、翌年 7 月に赦されて帰京した。こうしたなか為房妻は、若僧に成長した息子に宛てて、家の莊園経営に関する情報を伝えている。

以上のように為房妻は、比叡山僧および息子に宛てて、①阿闍梨申請の結果報告、②夫の公務に関わる行事の用意、③夫の官職に関する祈祷依頼、④物を贈る、⑤稚児の病の祈祷・見舞の礼状、⑥僧の病に対する見舞状、⑦夫の代わりに返信、⑧比叡山の息子に家の経営を報告、といった内容の書状を送った。為房妻の許へも延暦寺僧から同様の書状が届けられたと思われる。

#### おわりに

為房妻は夫の任官・公務に関する意志・情報・依

頼などを書状で伝えるという、いわば私設秘書としての役割を果たしていた。さらに留守の夫に代わり僧からの書状に返信し、その後は自らも主体的に書状を交わし、さまざまな物品も送るようになった。

子供に関していえば、応徳2年(1085)頃まだ幼い稚児だった時期は、母親として後見や補助をつとめることが多かった<sup>14</sup>。書状文中に「若が参らせまほしがり侍めればこそ」(不空 22 図)、「座主などにも聞こえさせたまへ。かく若の申すとて」(不空 23 図)、「若の言ひ侍めればなむ」(灌頂 6 図)など見える。その後、稚児が若僧へと成長した寛治6~8年(1092~94)になると、夫不在中に発生した荘園経営問題について子に伝えるようになった。

すなわち為房妻は書状を通じて、妻として五位蔵人の夫の公務を補佐し、また夫や子のために延暦寺僧との関係を強化・維持することにつとめ、また家の荘園管理にも関与していた。

なおもちろん従来言われているように「愛児を思う母の心情」も記されてはいるが、それは父親である為房の書状にも同様に窺えることである。わが子を稚児として預ける際、父親である為房は「請<sub>レ</sub>禪札<sub>一</sub>事……愚息、有<sub>レ</sub>所<sub>一</sub>思給<sub>二</sub>、可<sub>下</sub>令<sub>一</sub>付申<sub>一</sub>給<sub>上</sub>之由、頻令<sub>レ</sub>啓<sub>二</sub>和尚御房<sub>一</sub>侍也」(不空 41 図)と挨拶状をしたため、入山後は「愚息令<sub>レ</sub>登山<sub>一</sub>侍、洛陽送<sub>レ</sub>日極無<sub>レ</sub>術」(灌頂 14 図)と幼子と別れた寂しさを述べる。そして稚児が痲瘡に罹った際も「小児廿四五日之間、可<sub>レ</sub>令<sub>一</sub>登山<sub>一</sub>侍。此間令<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>医療<sub>一</sub>候也」(不空 47 図)と病状の経過報告をしている。漢文書状と仮名書状という違いはあるものの、夫婦の書状の内容や目的はそれほど隔絶したものではなく、ほかにも共通する点が少なくなかったと思われる。

本発表では、主婦の立場にある女性が書状を通じてどのような社会的役割を果たしていたかを考察したが、平安貴族社会においては主婦以外の女性や宮中などに仕える女房も盛んに書状を執筆し、さまざまな相手と交わし合っている。今後はそのような書状活動についても分析を行い、平安貴族社会の女性が書状によってどのような社会的活動を行い、社会的役割を果たしていたのかを、総合的に分析したい。

【付記】 本稿は平成19年度文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)による研究成果の一部である。

## 註

1. 久曾神昇『平安時代仮名書状の研究』増補改訂版(風間書房、1992年) p.43によれば、『源氏物語』に登場する書状は計271通で、恋愛を中心とする異性関係が大部分を占めており、和歌を含むものが73%に達しているという。

ほか『和泉式部日記』には帥宮と和泉式部との恋文、『蜻蛉日記』には兼家と道綱母との求婚以降の書状のやりとりが見える。

2. 註1久曾神著書。文書の伝来経緯は、吉水藏聖教調査團編『青蓮院門跡吉水藏聖教目録』(汲古書院、1999年)の山本信吉氏による解説、および加藤静子・高橋宏幸・中川美和・竹村志津子「藤原為房妻仮名書状」試解(Ⅰ)『都留文科大学大学院紀要』4号、2000年)参照。

3. 汲古書院、1992年。

4. 註2「藤原為房妻仮名書状」試解(Ⅰ)~(Ⅳ)『都留文科大学大学院紀要』4~7号、2000~03年)。

5. 伊東卓治「青蓮院藏表制集及び灌頂阿闍梨宣旨官牒の紙背文書について」『美術研究』134号、1956年)、註1久曾神著書、伊藤博「藤原為房妻の仮名書状について」(大塚国語国文学会『国文学 言語と文芸』90号、1980年)。「昨日故為房相公女房卒去云々、年八十九、故頼国朝臣女也」(『小右記』長承2年(1133)4月25日条)。

6. 註5伊藤論文。

7. 註5伊藤論文。

8. 註1久曾神著書。

9. 註5伊藤論文。

10. 「くさあわせ」が「草合」か「種合」かについては藤原為房妻仮名書状試解(Ⅲ)で考察が加えられている。

11. 堤中納言物語「貝合」(天喜・康平年間(1053~65)ごろ成立)でも、異母姉妹間の貝合わせのために、それぞれの女房が女御や内大臣の奥方など、あちらこちらに声をかけて貝を集めている様子が描かれる。

12. 『堤中納言物語』「よしなしごと」(13世紀前半)は、僧侶が親しい女性に宛てて、参籠に必要な日用品を頼む長文の書状である。逆に女性が必需品を頼む書状を認めることも多く、藤原実資は「依<sub>二</sub>对御方<sub>一</sub>(藤原国章女、綏子母)消息<sub>一</sub>、調<sub>二</sub>火桶二口<sub>一</sub>・箸等<sub>一</sub>送<sub>レ</sub>之」(『小右記』正暦元年(990)10月21日条)のように兼家妻からの「消息」により、火桶と箸を送っている。

13. 藤原明衡(989?~1066)編。当時の貴族社会で実際に取り交わされた書状を収載したもの。『雲州往来』『雲州消息』とも。条文番号は、石川謙編『日本教科書大系 往来編』第1巻古往来(1)(講談社、1968年)に拠る。

14. 従って本状が、残存する為房妻の僧宛書状の第一番目に位置すると指摘されている。註2「藤原為房妻仮名書状」試解(Ⅳ)参照。

15. 幼児の場合、母親に書状を送ることが行われていた。たとえば昭登親王(14歳)と弟清仁親王が四品に叙せられた際、藤原実資は母親たちへ祝いの書状を送っている。「故院(花山院)宮達叙<sub>二</sub>四品<sub>一</sub>之御慶事、送<sub>二</sub>書状<sub>一</sub>於母氏(平祐忠の女平子、および同祐之女で平子実母である中務)許<sub>一</sub>也。」(『小右記』寛弘8年(1011)9月10日条)。

のだ ゆきこ／お茶の水女子大学リサーチフェロー